上谷総合公園スケートパーク利用基準

- 1. ご利用にあたって
- ・上谷総合公園スケートパークでは「インラインスケート」と「スケートボード」のみ利用可能です。
- 施設内で起きた事故、けが等については一切の責任を負いません。万が一のために傷害保険や賠償責任保険等への加入をお勧めします。

2. 登録申請

- ・初めてのご利用の際、また、年度更新時は登録が必要になります。身分証明書(中学生以下の場合は保護者の身分証明書)をお持ちの上、スケートパーク管理事務所にて手続きしてください。なお、更新手続きの際には、所有されている「スケートパーク利用カード」も併せてお持ち下さい。
- ・中学生以下の方が利用される際は、親権者の同意(署名)が必要です。登録申請時は、親権者と一緒にお越し下さい。
- ・スケートパーク管理事務所では、利用基準などの同意を受け、身分証明書・親権者同意署名(中学生以下)で確認して登録を行い、「スケートパーク利用カード」を発行します。(有効期限:登録年度3月31日まで、更新手続きには当初と同様の手続きが必要となります。)

3. 利用方法

- 入場時には必ずスケートパーク利用カード及び身分証明書を提示してください。
- ・小学生以下の方が利用する際は保護責任者(成人)の方の同伴(一緒に競技するか、見守り)が必要です。保護責任者申出書を利用の 都度、スケートパーク管理事務所へ提出してください。
- 競技用具及び防具については、利用者自ら用意してください。貸出しは行いません。
- ・利用料金は、一般400円、中学生以下200円です。
- なお、鴻巣市在住・在勤、北本市在住、桶川市在住以外の方の利用料金は、一般800円、中学生以下400円となります。
- ・利用時間にかかわらず、料金は還付できません。
- ・開業時間は、夏季(4月から9月)は8:00から18:00、冬季(10月から3月)は8:00から16:00までです。なお、 入場の受付は夏季で17:00まで、冬季で15:00までとなります。ただし、降雨・降雪等の影響により開業時間が変更となることがあります。
- 再入場する際は、スケートパーク管理事務所へスケートパーク利用カード及び身分証明書をご提示ください。
- 安全で快適に利用していただくために、施設の一部を閉鎖してメンテナンス作業を行うことがあります。
- ・施設メンテナンス、降雨・降雪時等天候不良や施設のコンディション不良時は利用できません。
- ・定員はありませんが、管理者において危険と判断した場合は、入場制限を行う場合があります。
- 4. 装備の制限
- ※施設を傷める可能性のある部品が装着されている場合は、以下の物以外でも利用できない場合があります。
- ・インラインスケート
- ①ウィールが縦に4輪以外のものや、フレームが樹脂製(プラスチック・ゴムなど)以外のもの。
- ・スケートボード
- ①一枚板で4つの車輪以外の利用。

5. 注意事項

- ・スケートパーク内に入場する際は、ヘルメットを必ず着用してください。
- ・中学生以下の方は、ヘルメット以外の防具(肘当て、膝当てなど)も必ず着用してください。高校生以上の方についても、なるべくヘルメット以外の防具を着用し、自身を守り、自分のレベルにあった利用をしてください。
- ゴミは持ち帰ってください。
- ・衣服は必ず着用してください。

6. 禁止事項

- 所定の場所以外での喫煙。
- ・撮影対象者本人の同意なく行う撮影行為。撮影機材の持ち込み。
- スケートパーク内での撮影。
- ・営利目的の撮影は、専用利用となるためできません。
- ・飲食(ペットボトルなどの蓋が閉まる容器に入った水分補給のための飲み物を除く。)
- ・ヘルメット未装着での滑走。
- ・スケートパーク内の施設・用具の移動や他からの持ち込み。
- ・スケートパーク内での飲酒。また、酒気を帯びての利用は酒量の多少に関わらず入場をお断りします。
- ・スケートパーク以外(上谷総合公園内全てのエリア)・公道での走行。
- ・他の利用者(スケートパーク以外を含む)への迷惑行為及び危険行為。また、近隣住民への迷惑行為(大声、音楽機材の持ち込み等)。
- ・上記に掲げるもののほか、施設を汚損や破損させるような行為。
- ※スケートパーク内では必ず係員の指示に従ってください。従わない場合は退場していただきます。
- ※上記のルールやマナーが守られなかった場合、この施設の閉鎖せざるを得なくなります。ご理解とご協力をお願いいたします。